



## 「特別指導講習」および「特別適性診断」について

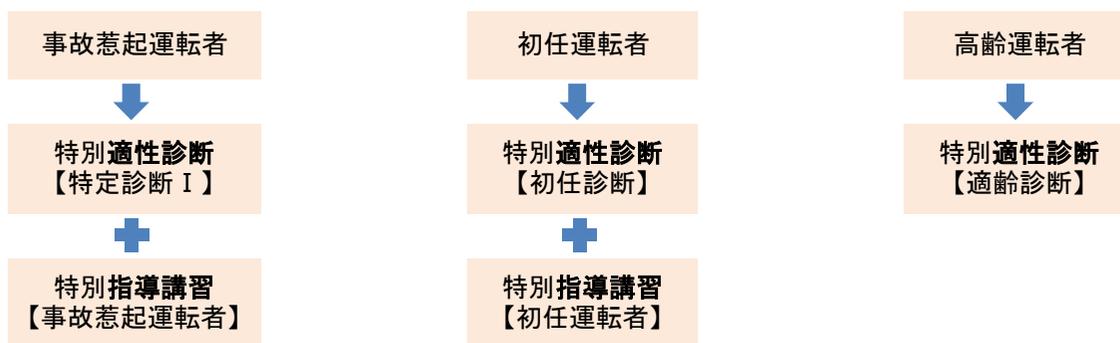
貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則により、事故惹起運転者・初任運転者・高齢運転者に「特別な指導」を行い、かつ「国土交通大臣の認定を受けた適性診断」を受診させることが義務づけられています。

中交協は、この特別な指導を事業者に代わって行う「特別指導講習(事故惹起者・初任運転者)」を開催しています。また、国土交通大臣の認定を受けて「特別適性診断(特定診断Ⅰ・初任診断・適齢診断)」を実施しています。

### 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならない。

- (1) 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者
- (2) 運転者として新たに雇い入れた者
- (3) 高齢者(65歳以上の者をいう。)



※特別指導講習(初任運転者)は、愛知・岐阜県地域でのみの開催となります。

## ■受講・受診 対象者

対象者	対象内容	種類	受診・受講 時期
事故惹起運転者 (※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者または重傷者を生じた交通事故を引き起こした運転者。</li> <li>・軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。</li> </ul>	特別適性診断【特定診断Ⅰ】 ・ 特別指導講習【事故惹起運転者】	事故後再度トラックに乗務する前に受診・受講させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に受講・受診させる。
初任運転者	新たに雇い入れた者。 (乗務前3年間に初任診断を受診した者は除く)	特別適性診断【初任診断】	初めてトラックに乗務する前に受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に受診させる。
	新たに雇い入れた者。 (乗務前3年間に他の事業者の運転者として選任されたことがある者を除く)	特別指導講習【初任運転者】	
高齢運転者	65歳以上の者。	特別適性診断【適齢診断】	65歳に達した日以後1年以内に1回受診。その後、3年以内ごとに1回受診させる。

(※)事故惹起運転者のうち[死者または重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがある者]に該当する方は『自動車事故対策機構』で受診してください。